

我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会
制度デザイン検討ワーキンググループ（WG）の設置について

令和6年7月
経済産業省 研究開発課

1. 背景

- 各国政府は、成長の源泉としてのイノベーションを促進するための環境整備に大きな政策努力を傾注しており、我が国もイノベーション拠点としての立地競争力を強化すべきという問題意識のもと、「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」において、イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設について令和5年7月に中間とりまとめとして提言した。
- その後、令和6年度税制改正の大綱において、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AI 関連のプログラムの著作権）から生じるライセンス所得、譲渡所得を対象に、所得控除を措置するイノベーション拠点税制を創設することが決定され、令和7年4月1日に施行されることとなった。
- 本税制について、対象所得の計算や適用のための申請手続き等の残された論点について検討を深め、制度の詳細設計を進めるとともに、制度を円滑に執行するためのガイドラインを整備する必要がある。また、国際ルールとの整合性を踏まえた制度の執行及び今後の制度デザインにあたり、民間企業において発生する事務負担の検証も重要である。
- 本年6月に開催された第6回「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」において、本税制に関する専門的な議論を深め、執行に向けたガイドライン案策定及び今後の制度の在り方を含めた制度デザインを検討するため、「制度デザイン検討ワーキンググループ」（以下、本WG）を設置することとなった。

2. 実施方法

- 本 WG では、民間企業の知的財産権のライセンス契約や譲渡契約及び会計上・税務上の取扱いの実態を踏まえ、過度に複雑な設計にならないよう留意しつつ、制度の運用上の解釈を明確にするガイドライン案を検討・策定する。
- 本 WG の議論内容は、「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」にて報告する。
- 本 WG の構成員は、資料2のとおりとする。座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができるものとする。

3. 本 WG 及び配布資料等の公開について

(1) 本 WG の公開について

- 率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。

(2) 議事概要及び資料の公開について

- 議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- 資料の取扱いについては、事務局作成資料については原則として公開するものとする。参加者の提供資料等、事務局作成資料以外の資料については、機密情報等が含まれる場合を考慮し、資料提出者と相談の上、扱いを決定する。